

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

生涯にわたる歯と口の健康づくりは、おいしく食事を味わい、会話を楽しむなどといった健康で豊かな生活を送る上で重要な役割があります。

本市では「第3次静岡市総合計画」の中で「健康長寿のまち」の実現を掲げていますが、近年、自分の歯の本数が多く残っている人は、介護が必要な期間が短くなることが明らかにされるなど、歯と口の健康を保つことが、健康寿命の延伸に大きく貢献することがわかってきました。

国では、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行、翌年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が告示され、歯と口の健康づくりについて系統立てて取り組む体制が整ったといえます。

本市では、これまで静岡市の健康増進計画である「静岡市健康爛漫計画(第2次)」に、健康づくりの一分野として「歯と口」の目標を掲げ、市民の歯と口の健康づくりに取り組んできましたが、さらなる推進を目指して、平成31年4月に「静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例」を施行しました。

本計画は、条例第11条の規定に基づき策定し、歯と口の健康づくりを市民、関係団体及び行政が一体となって推進するために策定するものです。

2 計画の趣旨

乳幼児期から高齢期まですべてのライフステージにおいて、継続的に市民の歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。また、障がい児・者、要介護者、妊産婦など、特別な配慮が必要な人への取組にも力を入れ、誰一人取り残さないことを目指すほか、平常時のみならず、災害時であっても、健康被害の予防に努め、歯と口の健康を維持できるよう啓発や体制整備に努めます。

市民一人ひとりが生涯にわたって歯と口の健康を保つことができるよう、また、歯科疾患の特性を理解し、予防に向けた行動に繋がるよう、市民を支える関係団体と行政が一体となって取り組んでいきます。そのため、これまでに実施した事業や歯と口の健康状態の推移等の各種統計データを分析し、客観的かつ具体的に現状、指標、目標として示し、共有する環境を整備するとともに、最新の科学的知見も加味しながら、施策を展開していきます。

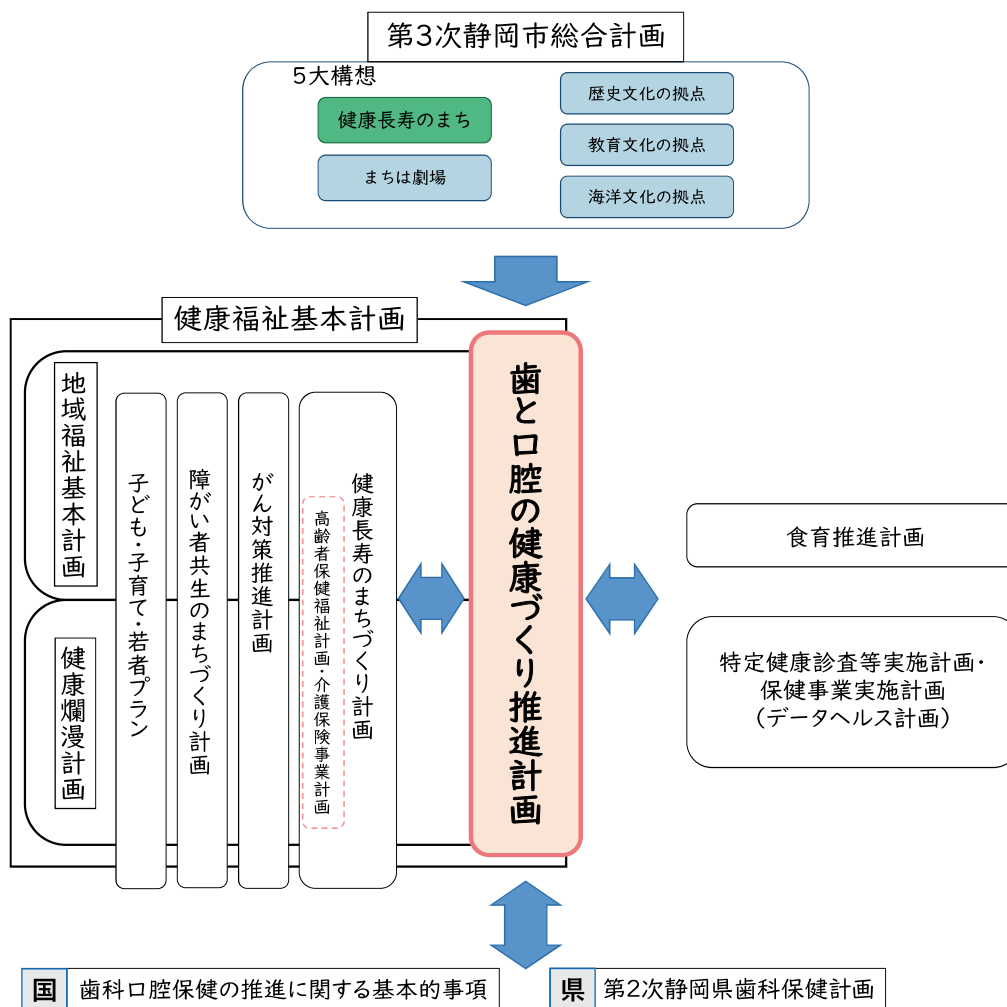
※本計画中では、「口腔(こうくう)」という文言が一般的には馴染みが薄いため、専門用語を除き、「歯と口腔」ではなく「歯と口」と表記します。

3 計画の位置づけ

本計画は、「静岡市総合計画」、「静岡市健康長寿のまちづくり計画」、「静岡市健康爛漫計画」、「静岡市子ども・子育て・若者プラン」、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」、「静岡市がん対策推進計画」等、関係する各分野の計画と連携・整合性を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、柔軟に計画を推進していきます。

図1 計画の位置づけ

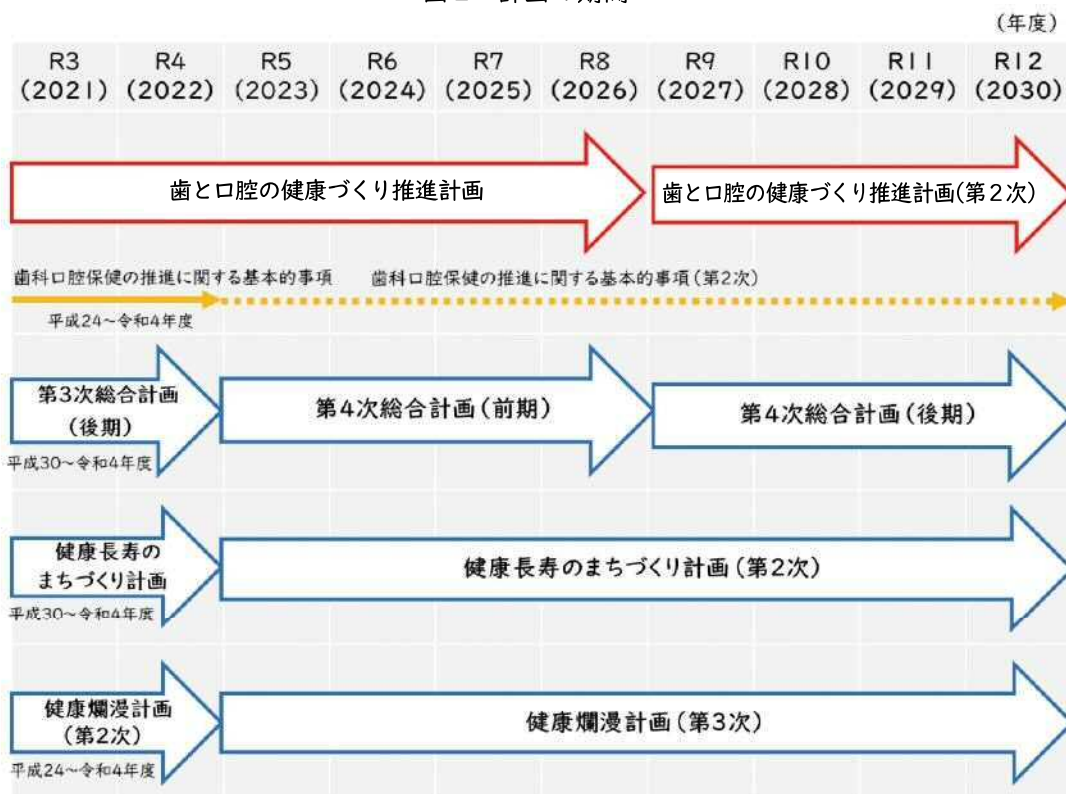


4 計画の期間及び対象

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

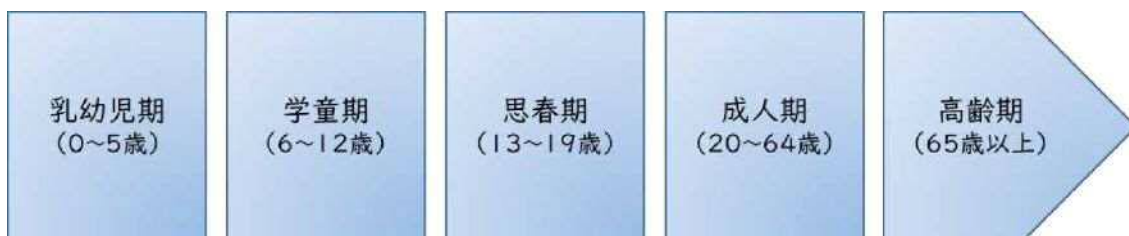
ただし、計画の進捗状況や社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを図ります。

図2 計画の期間



【歯と口の健康づくりの5つのライフステージ】

図3 計画の対象



※静岡県健康爛漫計画(第2次)では、9つのライフステージ(妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、中年期、前期高齢期、後期高齢期)で分類していますが、本計画では歯科疾患の特性を踏まえ、5つのライフステージに分類しました。

なお、国の基本的事項では、乳幼児期、学童期、成人期、高齢期と4つに分類しています。